

第5次太宰府市障がい者プラン(第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を含む)素案:パブリック・コメント期間のご意見と回答

No.	属性	ご意見		回答
1	市民	全体	「自立」支援の考えが感じられないです。「受け入れの促進を支援」とか、抽象的な文言ばかりで、別に変わりばえないなと思いました。それより、「受け入れの促進」をする上での障害者以外の理解を促進する事業を支援、市民への報告、マスコミへアピールぐらいのいきおい欲しいです。(太宰府市イメージアップ、市民の意識の高まり狙う) 例えば今、歴史ボランティアの方あまってる、ヒマです。障害者の方も参加OK、もしくは、ある程度優先させ、互いの理解を深めるようにして欲しいし、障害ある人が自分の権利あることを知ってほしいです。それきっかけに市民全員民主主義を考える 学ぶぐらいのイベント、学校教育して欲しい。 プランが「あわれみ」という名の偽善にならないように！！	市民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、取り組みをすすめてまいります(P44)。
2	太宰府市に通勤	全体	●いたるところに「障がい者プラン」という言葉を使っているが、障がい者に対しての思い願いの感じられない、上からの言葉である。 「障がい」者も生きている。健常者と同じ権利を持ち、なによりも人としての豊かな感覚を持っている。「障がい」者は行政等の施策の対象物ではない。「「障がい」者福祉」とか、「障がい」者共生推進とか、障がい者を一人の人として認めた表現にすべきである。 ●上記の件は、太宰府市役所の福祉課に掲げられている案内板も同様である。「身体障害」「精神障害」etcありえない。 例えることにもていこうがあるけど、「」 障害者を見下し、ばかにしているとしか、思えない。 ●p1の計画策定の背景の趣旨にも挙げられているが、「地域共生社会」の実現のための具体的なプランがわからない。 ●p8の障害者手帳の所持者数の推移でH27年度と令和2年と比べて、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の伸びが身体障害者手帳の所持者に比べ1.5倍ほども増えている背景をきちんと分析する必要がある。p10には、早期発見・療育のためと結論されてしまっていることが危険を感じる。義務教育の特別支援学級の児童生徒数の増加数も明らかにする必要がある。これは共通の生活基盤、共通の生活の時間がないまま行うことは、共生社会の実現に反することである。 ●p66の「障がい種別の特性」とはどんなことをさしているのか。教育課題、特別支援教育の充実とは？まず、人としての共通理解が絶対優先。 ●p66、人権に配慮した専門的な対応とは？障がいを持った子供も、私たちと同じように、個性があるし、豊かな感情がある。その中には寂しいと思う気持ち、みんなと一緒にになりたいetcなども強く持っている。 ●現在のように幼少期より、表面的な「特別支援」教育の下で、「ともに過ごす時	障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」を作成し、名称を「第5次太宰府市障がい者プラン」としました。国の動向も踏まえ「みんなで支え合い 共に幸せに暮らせる 人権と福祉のまちづくり」を基本理念としております。地域の方々と共に課題の整理を行い、具体的な取り組みを行ってまいります。 様々な要因により特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります(P12)。指導者はもとより幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実をめざします(P55)。併せて市職員に対しても障がいのある人に対する意識高揚を図ってまいります(P46)。

第5次太宰府市障がい者プラン(第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を含む)素案:パブリック・コメント期間のご意見と回答

No.	属性	ご意見		回答
			間」が現在のように幼少期より、表面的な「特別支援」教育の下で、「共に過ごす時間」が形骸化してきている社会で育った子供たちは、特性のある子供に対して、自分とは違う人間ととらえてしまっている。だから障がい者に対する差別意識が生まれても当然である。 ●特別支援の目的をはき違えない。目的は国連の「障がい者の権利条約」にも述べられているように「障がい」のある人が自分らしく生きる事、一緒に生きることを目的とするものでなければなりません。私たち、たとえ親であっても「障がい」を持った人の将来の生活を保障することはできないのです。 ●障がい者権利条約は「私達ぬきに、私達のことをきめないで！！」ともうたわれています。障がい者福祉、共生社会の実現のための施策を決めるときに、障がい者として自覚をもって生きてきた人を入れる必要があるのではないのでしょうか。だから福祉課の案内板のような言葉を使うことに何のためらいもなく、「障がい者プラン」という言葉が平気で使われてしまうと思います。 ●幼児期の時から、一緒に遊び、互いにぶつかれる共通の生活空間を保障し、その中でお互いの人間性を理解できるようになることを！！	
3	市民	17頁	(2)現在の生活について ■道路整備の実施をお願いしたい。 大通りはだいたい整備されていますが、一步裏に入ると道路はガタガタ、電灯もなく暗く、横断歩道も少ないので、車の運転手に存在を気づかれにくく危ない。バス停のベンチ、自転車通行ゾーンなど、徐々に変えていくことは必須だと思う。	福祉環境整備の推進について関係課と協議しながら進めてまいります(P58)。
4	市民	34頁	相談について アンケートの中には総合的な相談体制の充実が上がっています。相談しやすい体制や相談場所の広報やわかりやすい福祉サービスの情報公開が必要と思われます。また、特に学齢期の相談の場合、相談内容が多岐にわたると思われます。障がいとはっきりしない状況でも気軽に相談できるような場所の創設ができればいいと思います。	学齢期の相談窓口として、令和3年度に開設します子育て世代包括支援センターが役割を担うこととして調整してまいります。
5	市民	37頁	【道理的配慮についての周知・啓発】 ■市の施設、公民館などの公的施設における無料支援をお願いしたい。 健常者との交流やグループ活動などをしたくても、利用料が高く不親切。その上、配慮にかける発言を職員にされた。(ルミナス職員に『事前に連絡するので、障がい者マークを持っている車を建物すぐ横に停められるよう配慮をお願いしたい』と相談したところ、「あなたたちの団体だけの優先的な事はできない。私の一存では決められない」というその場しのぎの返答があり、また「館長に話しておきます」と言ったまま、その後連絡をいただけていない状態です。ひいきと配慮のちがいもわからない職員に憤りを感じています。	不快な思いをさせたことに対しお詫び申し上げます。市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し職員の意識向上に努めてまいります(P46)。

第5次太宰府市障がい者プラン(第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を含む)素案:パブリック・コメント期間のご意見と回答

No.	属性	ご意見		回答
6	市民	49頁	第4章第2節2保健・医療サービスの充実の具体的施策(1)障害の原因となる疾病などの予防と保健・医療サービスの充実という文言について。障がいの定義として障がい者権利条約では医学モデルではなく、社会モデルでのとらえ方になっている中で表現の工夫が必要ではないかと思います。	該当箇所では医療的なケアなどの保健・医療面について記載しております。社会モデルについては、障がいや障がいのある人に対する理解促進のために取り組みをすすめてまいります(P44)。
7	市民	54頁	(1)乳幼児期から学校卒業までの相談支援体制の充実 ■きらきらルームの充実、場所、環境、設備、情報の連携の徹底をお願いしたい。 現在のきらきらルームは閉塞感のある見た目、狭くて電車の音もうるさく、子育て中の保護者の不安をあおるような施設だと思います。 ■0～18歳までの子育てに於いて、不安や悩みを打ち明けられる部署や担当を設置してほしい。 乳幼児期や幼児期だけでなく、学童期の心のバランスを図るための相談や、不登校息渋りなどを一緒に対応してくれる窓口が欲しい。 ■さまざまな子どもたちのケースに適している環境や施設のあっせんや提供。 不登校のためのつばさ学級も暗いイメージの建物だったり、放課後等デイサービスの紹介なども、その子にあったデイサービスを斡旋してもらえるような窓口が欲しい。 ※この件については、P20アンケート調査からみる現状の「悩みや困ったことを相談する相手(機関)の」ところの「相談する人がいない、もしくは知らない。」「わからない」「その他」「不明・無回答」のところの数値で顕著に表れており、改善は必須と思われる。 ■専門的な支援の窓口 障がいのある子どもたちへの臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士その他もろもろの専門的な支援をどこでどういう風にすれば受けられるのかが分かりにくく、たらいまわしになっている状況なので、ここに行けば分かるという明確な窓口が欲しい。	0歳から18歳までの子育て期における包括的な相談については、令和3年度に開設します子育て世代包括支援センターが担うことを想定しております。 併せて福祉の総合窓口について調査研究してまいります。
8	市民	55頁	(3)幼児期や学童期でのともに育つ場と学校教育の充実 ■もっと誰でも気軽に参加できるような定期的な支援や取り組みの充実を図ってほしい。 共働きや日曜日の出勤など、勤務状況が多様化している昨今、家族と一緒に居られる時間はさまざま、平日のみならず土日を楽しめるようなイベントを増やしてほしい。	貴重なご意見として承り、プランの「第1節 権利を守っていきます」1.差別の解消 (1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進」の3つ目の施策に「社会教育」の文言を追加しております。 障がいや障がいのある人に対する理解の促進のため、学校教育を含め、社会教育の分野でも充実をはかるよう努めてまいります(P44)。

第5次太宰府市障がい者プラン(第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を含む)素案:パブリック・コメント期間のご意見と回答

No.	属性	ご意見		回答
9	市民	54～56頁	—3.(1)療育と教育の充実— ①0～18歳までの育児を行う親子さんのすべての悩みを相談、支援する子育て包括支援センターの設置 ※現在のキラキラルーム、つばさ学級などの児童関連の機関を子育て包括支援センター内に設置する 総合窓口を設け、円滑に案内できることが重要 ②きらきらルームの更なる充実→人員増加 支援コーディネーターの配置→適した支援の場を紹介 ③インクルーシブ教育の必須 教育の発達支援の研修、勉強会の強化が必要 意見がどのように反映されているのかご一報下さい。	妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行うため、子育て支援センター内に子育て世代包括支援センターを設置します。これまで以上に、きらきらルームやつばさ学級などの児童関連の機関と連携を図りながらきめ細やかな対応に努めてまいります。 インクルーシブ教育については、指導者はもとより幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実に努めてまいります(P55)。

第5次太宰府市障がい者プラン(第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を含む)素案:パブリック・コメント期間のご意見と回答

No.	属性	ご意見		回答
10	市民	54～56頁	○きらきらルームの見直し→『幅広い支援ができるオープンな子育て相談室に』未就学～卒業するまでの子供と親が1ヶ所で色んな事を相談することができ、前向きな情報を得ることができる場所に。 →結局なにも情報が得られなかった。 →私の息子が肢体不自由のため、保育所・幼稚園、すべて断られたので、(まずココもおかしい)キラキラルームに児童発達支援の情報を求めたところ、「わからない」と言われ、福祉科を案内されました。福祉科にも、ただリーフが置いてあるだけでした。太宰府市の就学前の不安はここで解決できると思ったが全くでした。残念。 →児童発達支援、放課後等デイサービスの情報をもっとわかりやすく。選びやすく！！ 肢体OK、情緒OK、重度～軽度、バリアフリーかどうか。etc…土曜利用や駐車場のこと、送迎の事など、一覧になっていて、もちろん窓口のスタッフとの相談のうえ、何か所かしぼってもらえると尚よい。 →私はたくさん電話で問い合わせたあと、何軒も見学に足を運びました。大変です！！ 『幅広い支援ができるオープンな子育て相談室に』するために ・目立つところにつくること →わかりにくく、奥まったところに作ることで社会から除外された気持ちになるという声をよく聞きます。 ・入口は2つつくる →「助けて」と言える親は堂々と入れるが、「助けて」と言えない隠したい親や子供のために2ヶ所かなと思いました。 ・ペアレント トレーナー、School Social Workerの設置 太宰府市内でも講座を受けられたりできるといいなと思う。 障がいをもつ子供の親は毎日毎日の目の前のことに一生懸命生活しています。予想してることではない事が起きてしまった時にどこに相談していいのか不安になります。そして、目の前のことに忙しくしていると突然進路？将来？という悩みが出てきます。障がいや困りごとは1人1人ちがい、得意なことはのばして活かせる太宰府市になるといいなと思っています。 この案が、どのように進んでいったか、知りたいのでおしえて下さい。	子育て期までの包括的な相談については、令和3年度に開設します子育て世代包括支援センターがその役割を担うこととして調整してまいります。 ペアレントトレーニングについては、重要性を認識しておりますので、今後、ペアレントトレーニング等の実施に向けて検討を進めてまいります(P78)。 また、相談窓口の専門職の配置についても検討してまいります。
11	市民	73頁	移動支援について 現在の生活についてのアンケートの中で、外出するために人的支援が求められているようですが、移動支援の数値目標は全く増えていません。本来使いたくても対象ではない場合や人員不足で十分に利用できていない実態もあると思います。障害があっても自由に外出できることはハード面だけでなく、人的面でも充実が必要です。数値目標を増やすとともに、対象者の拡充や人材育成にも取り組む必要があると思います。	障がいのある人が移動で困っているときに周りの人の援助を得られるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進のために取り組みをすすめるとともに、交流できる場や機会の拡大を図ります(P44)。